

決 定 書

不 服 申 立 人
長 野 市 三 輪 5 丁 目 4 1 番 2 3 号
株 式 会 社 第 一 測 量 設 計 コ ン サ ル タ ン ト
代 表 取 締 役 近 藤 恒 雄

上記不服申立人から、平成17年1月19日付けでなされた不服申立てについて、次のとおり決定します。

主 文

本件不服申立ては、これを却下します。

理 由

本件不服申立てに係る指名停止措置は、法令に基づくものでなく、一定期間指名しない旨の内部的な決定を宣言したものに過ぎず、不服申立人の法的権利を制約するものではありません。

行政不服審査法（昭和37年法律第160号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する処分とは、一般に行政庁が、優越的な意思の主体として、法令に基づき、国民に権利を設定し、義務を課し、その他具体的に法律上の効果を発生させる行為をいうものと解されているので、本件指名停止措置は、法第2条第1項の規定による処分に該当しないため、本件不服申立人は長野市長に対して同法に基づく異議申立てをすることはできません。

したがって、本件不服申立ては不適法なものであり、補正することもできないことから、却下を免れません。

よって主文のとおり決定します。

平成17年2月24日
長野市長 鷲 澤 正 一